

京都市告示第153号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、岩倉具視幽棲旧宅の入場料に係る公金の徴収、収納事務を委託します。

平成25年5月31日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
公益財団法人京都市文化 観光資源保護財団	岩倉具視幽棲旧宅の入場料 に係る公金の徴収、収納事務 の委託	平成25年6月1日から 平成26年3月31日 まで

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)